

別添 1

農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰実施要領

制 定 令和8年9月10日 7農振人第72号

第1 目的

農林水産省所管の農業農村整備事業及び海岸事業（以下「事業」という。）の工事（以下単に「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）であって、その成果が優秀であり、かつ、他の模範となるもの（以下「優良工事等」という。）の受注者を表彰することにより、事業への理解を深めるとともに、設計及び施工技術の向上並びに受注者の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資することを目的とする。

第2 表彰の対象及びその受注者の推薦

1 表彰の対象

別紙1「農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等の審査基準」を満たした優良工事等を表彰の対象とする。

2 地方農政局長等からの受注者の推薦

工事及び業務を所管する地方農政局長、国土交通省北海道開発局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）は、1を満たした優良工事等のうち、特に顕著な功績をあげたものについて、別紙2の様式による優良工事等の受注者の推薦書（以下「推薦書」という。）により、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に対し、受注者の推薦を行うものとする。

なお、推薦に当たっては工事及び業務の受注者を各2者程度推薦するものとし、同一の受注者が受注した工事及び業務が2件以上ある場合は、1件のみを推薦するものとする。

第3 審査委員会の構成・審査方法等

1 委員会の構成

農村振興局長は、優良工事等の受注者の表彰を公正かつ適正に行うため、農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等受注者表彰に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。なお、審査委員会は、農林水産省農村振興局の職員をもって構成するものとする。

2 審査の方法

審査委員会は、地方農政局長等から推薦された受注者について審査を行い、その結果に基づき、農村振興局長に対して、農林水産大臣表彰の受賞者にふさわしい者として2者以内、農村振興局長表彰の受賞者にふさわしい者として4者以内を推薦する。

第4 受賞者の決定及び表彰

1 受賞者の決定

農村振興局長は、審査委員会の推薦に基づき、農林水産大臣表彰及び農村振興局長表彰の受賞者を決定する。

2 表彰

農林水産大臣表彰及び農村振興局長表彰の受賞者に対し、地方農政局長等が表彰状の授与を行う。表彰の期日その他表彰に関し必要な事項については、当該表彰状の授与を行う地方農政局長等が決定するものとする。

3 表彰の除外

農村振興局長は、推薦書の提出から表彰を行う日までの間において、別紙1の2の除外事由に該当することとなった場合等、表彰にふさわしくないと認められるに至った者については、表彰の対象から除外することができる。

(別紙1)

農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等の審査基準

1 審査の対象とする工事等

(1) 工事

前年度に完成した契約金額が6千万円以上の工事（ただし、国庫債務負担行為に係る工事又は不可分工事については、全体の契約額とする。）のうち、その施工に当たり、「土木工事施工管理基準」（平成17年3月28日付け16農振第2232号農林水産省農村振興局長通知）に基づく施工管理が特に優れており、他の模範となるものとし、工事の審査に当たっては、工事の技術的難易度、規模、重要性、創意工夫、低コスト工法の提案及び新技術の開発等について総合的に評価するとともに、当該工事の受注者の他の工事において挙げた成果も考慮するものとする。

(2) 業務

前年度までに完成した契約金額が1千万円以上の業務のうち、その技術的内容が特に優れており、他の模範となるものとし、業務の審査に当たっては、業務の技術的難易度、創意工夫、低コスト工法の提案、新技術の開発、政策課題及び地域課題の解決等について総合的に評価するとともに、当該業務の受注者の他の業務（過年度の一連の業務を含む。）において挙げた成果も考慮するものとする。また、表彰後に業務内容に変更が生じないものとする。

2 除外事由

審査を行う年度の前々年度までの過去3年間において、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通知）に基づき、各地方農政局等において定められている「工事請負契約指名停止等措置要領」による指名停止を受けた受注者が施工した工事及び「船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について」（平成7年6月12日付け7経第987号農林水産省大臣官房経理課長通知）による指名停止を受けた受注者が実施した業務は、表彰の対象としないものとする。

なお、受注者が共同企業体の場合にあっては、構成員のうち1社でも指名停止を受けている場合は、同様に取り扱うものとする。

(別紙2)

優良工事等の受注者の推薦書（記載例）

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

〇〇農政局長

〇〇年度農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等の
受注者の推薦について

このことについて、「農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の
表彰実施要領」第2の2に基づき、下記の受注者を別添推薦調書のとおり推薦します。

記

〇〇建設（株）	〇〇支店	取締役支店長	〇〇	〇〇
（株）〇〇工業		代表取締役社長	〇〇	〇〇
（株）〇〇組	〇〇支社	取締役支社長	〇〇	〇〇

※「優良工事等の受注者の推薦書」の添付資料として別添「推薦調書」を添付すること。

(別添)

〇〇年度 優良工事等の受注者の推薦調書 (記載例)

局名等： 〇〇農政局

事業名 工事(業務)件名 工事(業務)場所	受注者名	請負代金(千円) 工期(延日数)	工事(業務)概要及び推薦理由の概要
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路その 〇工事 〇〇県〇〇町〇〇地 内	(株) 〇〇建設 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇, 〇〇〇千 円 〇〇. 〇〇. 〇〇 ～ 〇〇. 〇〇. 〇 〇 (〇〇日間)	【工事(業務)概要】 かんがい用水を導入する〇〇幹線水路〇 〇kmのうち、管水路工φ〇〇〇mmのFR PM管〇〇mと付帯する〇〇を施工した工 事 【推薦理由の概要】 道路や住宅など地上部への影響が大きい 現場条件の中で沈下等に対する高度な施 工管理を行い構造物に影響なく工事を行 った。
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路実施 設計業務 〇〇県〇〇町〇〇地 内	(株) 〇〇コンサル タント 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇, 〇〇〇千 円 〇〇. 〇〇. 〇〇 ～ 〇〇. 〇〇. 〇 〇 (〇〇日間)	【工事(業務)概要】 〇〇頭首工の樋管に新たに接続するトン ネル水路の実施設計であり、模型を用い て水理検証を行った業務 【推薦理由の概要】 水理検証に当たり、〇〇の課題がある中 、高度な専門技術及び技術的工夫により 水理検証を行った。